



土砂災害防止法とは？

正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

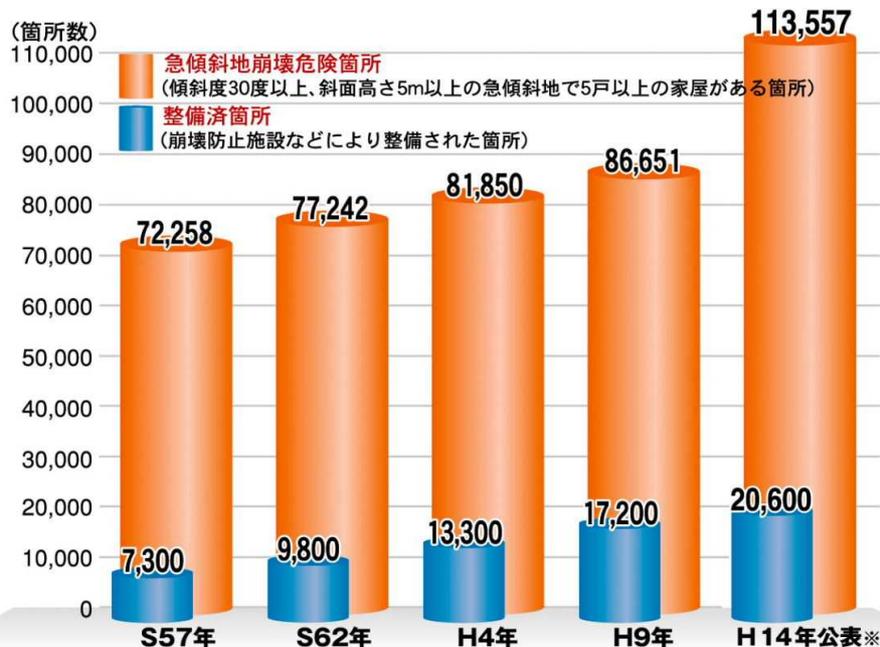
(平成12年5月8日法律第57号)

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅地の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

なぜ、新しい法律が必要になったのか

土砂災害は、毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。一方で、新たな宅地開発が進み、土砂災害の発生するおそれのある箇所は、年々増加し続けています。その全ての危険箇所を対策工事によって安全にしていくためには、膨大な時間と経費が必要です。

災害から、人命や身体を守るためには土砂災害防止工事のハード対策と併せて、土砂災害の危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を充実させて行くことが大切です。



全国の急傾斜地崩壊危険箇所数と整備箇所数の推移

基礎調査とは

「基礎調査」とは、土砂災害防止法第4条に定められている調査で、土砂災害によって被害を受けるおそれのある土地に対して、以下の調査を行うことを言います。

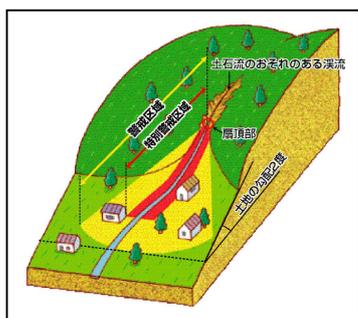
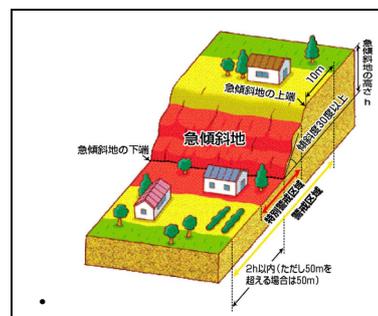
基礎調査は、「土石流」「急傾斜地の崩壊」「地すべり」による土砂災害によって、被害の受けるおそれのある区域に対して行います。その区域の周辺の地形・地質、降水の状況などを調査し、土砂が到達すると予想される区域を明らかにします。そして、その土地における土砂災害の危険性やその範囲を明らかにするために実施します。

基礎調査の事業主体は北海道で、調査は道から委託を受けた業者が実施します。

調査の範囲と内容

急傾斜地の崩壊（崖崩れ）

- ・ 斜度が30度、高さが5m以上ある崖に対して、その崖の上側、中腹、下側において、地形・地質、土地利用状況などを調査します。
- ・ 崖付近に位置する家屋の構造や利用状況なども調査します。

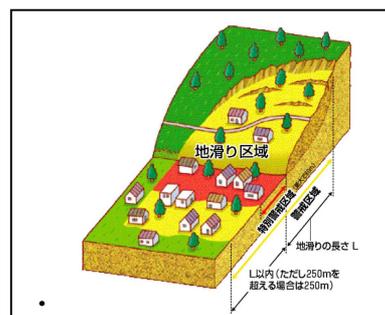


土石流

- ・ 土石流の発生が予想される渓流に対して、土石流が氾濫すると予想される地点より下流側の土地について調査します。
- ・ 渓流の幅や深さ、土石流が氾濫すると予想される区域の中に位置する家屋の状況や土地利用状況、周辺の地形などについて調査します。

地すべり

- ・ 地すべり区域において、急傾斜地の崩壊や土石流と同じように、区域内の地形・地質、土地利用状況、家屋の状況などを調査します。



調査結果

調査の結果、土砂災害のおそれがある区域については「土砂災害警戒区域」(イエローゾーン)として指定されます。

その内、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域については「土砂災害特別警戒区域」(レッドゾーン)として指定されます。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、以下についての整備等が行われます。

市町村地域防災計画への記載(土砂災害防止法第7条第1項)

土砂災害を防止・軽減するためには、土砂災害が生じるおそれのある区域において土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制を確立しておくことが大切です。このため、土砂災害に関する警戒避難体制について、その中心的役割を担うことが期待される市町村防災会議が策定する市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めることとされています。

土砂災害ハザードマップによる周知の徹底(土砂災害防止法第7条第3項)

土砂災害による人的被害を防止するためには、住居や利用する施設の存する土地が土砂災害の危険性がある地域かどうか、緊急時にはどのような避難を行うべきか、といった情報が住民等に正しく伝達されていることが大切です。このため、市町村長は市町村地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を記載した印刷物(ハザードマップ)を配布し、その必要な措置を講ずることとなっています。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、以下についての規制等が行われず。

特定の開発行為に対する許可制（土砂災害防止法第9条）

特別警戒区域では、住宅地分譲や社会福祉施設及び医療施設等といった災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと都道府県知事が判断した場合に限って許可されることとなります。

建築物の構造の規制（土砂災害防止法第23条、24条）

特別警戒区域では、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある建築物の損壊を防ぐために、急傾斜地の崩壊等に伴う土石流が建築物に及ぼす力に対して、建築物の構造が安全なものとなるようにするために、居室を有する建築物については建築確認の制度が適用されます。すなわち区域内の建築物の建築等に着手する前に、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすものとなっているかについて、確認の申請書を提出し、建築主事の確認を受けることが必要となります。

建築物の移転等の勧告及び支援措置（土砂災害防止法第25条）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合にその住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について都道府県知事が勧告することができるようになっています。